

## 水道事業等の統合に関する基本協定書（案）

香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町（以下「関係団体」という。）は、水道事業等の統合に関し、次のとおり基本協定を締結する。

## （統合の目的）

第 1 条 水道事業等における経営の合理化及び業務の効率化を推進することにより、水道サービスの向上を図り、関係団体の住民に対し将来にわたって安全な水道水を安定的に供給することを統合の目的とする。

## （統合の時期）

第 2 条 水道事業等の統合の時期は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

## （企業団の設立）

第 3 条 第 1 条の目的を達成するために、香川県広域水道企業団（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項の規定に基づく一部事務組合。以下「企業団」という。）を設立する。

## （企業団が経営する事業）

第 4 条 企業団は、次の各号に掲げる事業を経営する。

- （1） 関係団体（関係団体が設置する一部事務組合を含む。）の水道事業及び水道用水供給事業を統合した事業
- （2） 中讃地区工業用水道事業

## （基本的合意）

第 5 条 関係団体は、この基本協定のほか、別途策定する「香川県水道広域化基本計画」の内容に合意する。

## （相互協力）

第 6 条 関係団体は、企業団が事業を経営する地域の健全な発展と水道サービスの向上を図るため、常に相互協力を行うものとする。

(その他)

第7条 この基本協定の実施について必要な事項は、関係団体が協議の上、別に定めるものとする。

この基本協定の締結の証として正本17通を作成し、各自1通を保有する。

平成29年 月 日

高松市番町四丁目1番10号  
香川県知事

高松市番町一丁目8番15号  
高松市長

丸亀市大手町二丁目3番1号  
丸亀市長

坂出市室町二丁目3番5号  
坂出市長

善通寺市文京町二丁目1番1号  
善通寺市長

観音寺市坂本町一丁目1番1号  
観音寺市長

さぬき市志度5385番地8  
さぬき市長

東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市長

三豊市高瀬町下勝間2373番地1  
三豊市長

小豆郡土庄町甲559番地2  
土庄町長

小豆郡小豆島町池田2100番地4  
小豆島町長

木田郡三木町大字氷上310番地  
三木町長

綾歌郡宇多津町 1881 番地  
宇多津町長

綾歌郡綾川町滝宮 299 番地  
綾川町長

仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10  
琴平町長

仲多度郡多度津町栄町一丁目 1 番 91 号  
多度津町長

仲多度郡まんのう町吉野下 430 番地  
まんのう町長